

令和元年
10月1日

～年金生活者支援給付金制度が始まります～

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

※受け取りには請求書の提出が必要です。

※ご案内や事務手続は、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■対象となる方(対象者には、請求手続のご案内が9月上旬頃から順次届いています)



■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。
※65歳以上である
※世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
※年金収入額とその他所得額の合計が88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。
※前年の所得額が約462万円以下である

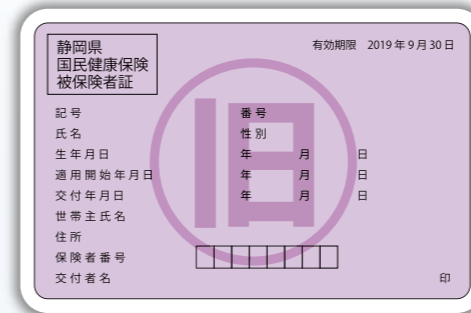
- 詳しくは通知に同封してあるリーフレットをご覧ください。
- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、下記へお電話ください。

【給付金専用ダイヤル】 ☎ 0570(05)4092 (ナビダイヤル)

国民健康保険からのお知らせ

10月1日(火)から

保険証の色が変わります!!



“藤色”から
“うぐいす色”の保険証に変わります

9月中旬、国保に加入する方の世帯に対し“うぐいす色”の新しい保険証を送付しました。お手元に届いた保険証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないか確認してください。

保険証は国保の被保険者であることを証明するものですので、大切に取り扱いましょう。

有効期限の切れた藤色の保険証は10月1日以降は使用できませんので、各自責任をもって破棄をお願いします。

▶新しい保険証の有効期限は令和2年7月31日までですが、令和2年7月31日までに75歳になる人の保険証の有効期限は誕生日の前日までとなります。

▶保険証の右上に赤字で“退”の表示があり、令和2年7月31日までに65歳になる人は誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)までとなります。

▶有効期限が現行の9月30日から7月31日に変更になります。

○こんなときは必ず14日以内に届出を!!

国民健康保険に加入する場合や他の健康保険に加入した場合には、14日以内に税務住民課または総合支所窓口業務室へ必ず届出をお願いします。

【加入時の注意点】

加入の届出が遅れてしまうと、資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めていただくこととなります。その間の医療費は、やむをえない事情がある場合を除いて全額自己負担となります。

【脱退時の注意点】

資格のない保険証で診療を受けた場合、国保が負担した医療費を返還していただきます。

また、他の健康保険に加入したにもかかわらず、国保への届出が遅れると、保険税が二重払いになることがあります。

【手続きの際の注意点】

手続きの際には、来庁者の本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーが確認できる書類、認印をお持ちください。別世帯の方が届出される際には、委任状が必要です。



国民健康保険の保険証及び加入・脱退に関するお問い合わせは

▶税務住民課戸籍住民室

☎(56)2222

10月1日から自動車の税金が変わります!

【おもな改正①：自動車税種別割の税率の引き下げ】

自動車税は「自動車税種別割」に名称が変更され、令和元年10月1日以降に初回の新規登録を受けた「自家用の乗用車」および「キャンピング車」に限り、自動車税種別割の税率(税額)が引き下げられます。



【おもな改正②：自動車取得税の廃止・自動車税環境性能割の導入】

令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、自動車の取得価格に燃費性能に応じた税率を乗じた税額を自動車の購入時に納める「自動車税環境性能割」が導入されます。



◆税率は自動車の燃費性能などに応じて、
「自家用の登録車は0~3%」「営業用の登録車と軽自動車は0~2%」
になります。

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自動車(新車・中古車)を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

詳しい税額などについては総務省ホームページで公開されています。

総務省 自動車税

検索 か、右側のQRコードからご確認ください。

